

# 相続手続きのご案内

東日本銀行

## はじめに

この度のご親族のご不孝につきお悔やみ申し上げますとともに、ご親族さまの長きに亘るお取引に対し厚く御礼申し上げます。

相続手続きにあたり、一時的に預金の払戻しが制限される等のご不便をおかけいたしますが、民法その他の定めを遵守し適切な処理をするために必要ですので、何卒ご協力の程お願い申し上げます。

ご不明な点は、ご遠慮なく当行担当者までお申し出くださいませ。

## 1. 相続お手続きのながれ

相続とは、ある人の死亡により開始され、その人の財産についての一切の権利・義務を、受け継ぐことです。死亡した人のことを被相続人、死亡した人の権利・義務を引き継ぐ人のことを相続人、相続人が受け継いだ財産のことを相続財産と言います。

お手続きのながれは、下記のとおりです。提出書類の確認あるいは預金等の手続きに時間がかかることもございますので、ご了承ください。

### (1) 死亡のご連絡



お取引店にご連絡ください。ご預金等全てのお取引を停止いたします。

### (2) 相続人のご確認



相続人のご確認に必要な書類をご提出願います。詳細は後述「3. ご提出いただく書類」をご覧ください。

### (3) 相続手続きに必要な書類のご提出



預金のお支払いや名義変更手続きでの必要書類をお渡しします。各相続人で必要書類に自署し、実印を押印します。なお、上記(2)と(3)を同時におこなうこともできます。

相続の形態や取扱いによっては追加書類の提出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

#### (4) 相続事務手続き

事前に、ご来店の日時をお取引店にご連絡くださるようお願いいたします。

## 2. 相続形態のご確認

相続の形態により必要書類が異なりますので、以下を参考にご確認ください。

### (1) 遺言書はありますか

(はい)

記入例「1. 遺言による相続」をご覧ください。

遺言は被相続人の財産の処分に関する意思表示であり、その正確さが必要なため一定の方式が要求されます。遺言の一般的な方式は次の3種類です。

#### (ア) 自筆証書遺言

遺言者が、遺言の全文、作成年月日、氏名を自署して押印するものです。

#### (イ) 公正証書遺言

証人2人以上の立会いで、遺言の内容を公証人が筆記した遺言です。これに遺言者と証人、公証人が各自署名押印するものです。

#### (ウ) 秘密証書遺言

遺言者が遺言の書かれた証書に署名押印してその証書を封じ、公証人は封筒に日付、遺言者の申述内容を記載し、公証人と証人で署名捺印します。遺言書は遺言者に返却され、公証役場には封筒の控えのみ保管されます。

(いいえ)

### (2) 遺産分割協議書は作成されましたか

(はい)

分割相続になります。記入例「2. 遺産分割協議書による相続」をご覧ください。

相続人が決まって、財産や債務の調査が終わり、その相続財産や債務を相続人間でどのように分けるかを定めることを遺産分割（協議）といい、その協議内容をまとめたものを遺産分割協議書といいます。

(いいえ)

### (3) 家庭裁判所で調停または審判がなされましたか

(はい)

決定された相続人による手続き（支払・名義書替）をいたします。

相続人全員の合意による分割協議が整わない場合、家庭裁判所の調停または審判の手続きによって遺産を分割することになります。

(いいえ)

### (4) 共同相続されますか

(はい)

記入例「3. 共同相続による相続」をご覧ください。

上記(1)～(3)がない場合（遺産分割前の手続き等）、相続人全員が共同で相続することになります。

### 3. ご提出いただく書類

前記「2. 相続形態のご確認」によりご提出いただく書類は下記の書類一覧表になりますので、ご確認願います。

遺言書、遺産分割協議書、審判書正本、調停調書正本・確定証明書は原本をご提出ください。当行で写しをいただき、原本は返却いたします。

戸籍謄本や印鑑証明書も原本をご提出ください。ご希望により原本を返却いたします。

#### (1) 書類一覧表

	相続の形態別提出書類		共同 相続	分割 相続	遺言		審判	調停	書類の入手 先	
					遺言執行者					
					有	無				
お客さまに 準備して いただく 書類	印鑑証明書 (6ヶ月以内の もの)	相続人全員	○	○					市区役所 (町村役場)	
		遺言執行者			○					
		受遺者			○*1	○				
		相続する相続人					○	○		
	戸籍謄本*2	被相続人*3	○	○					市区役所 (町村役場)	
		被相続人*4			○	○				
		相続人*5	○	○	○	○				
		法定相続情報一覧図の写し*6		○	○	○	○			登記所
		遺産分割協議書			○					お客さま (公証役 場・家庭裁判 所)
		遺言書				○	○			
	検認証明書*7				○	○				
	遺言執行者選任審判書謄本*8				○					
	調停調書正本						○			
	審判書正本と確定証明書						○			
	被相続人の預金通帳、証書、カード等		○	○	○	○	○	○		

- \* 1 受遺者については省略することもできます（遺言執行者が存在している場合）。
- \* 2 本籍地が遠方の場合、郵送でも取得可能です。詳細は該当の市区役所（町村役場）の戸籍担当者にお問い合わせ願います。
- \* 3 出生から死亡までの全期間の連続する謄本をご提出願います。
- \* 4 死亡を確認できる除籍謄本でも可能です。
- \* 5 受遺者、代襲相続人で必要な場合があります。
- \* 6 法定相続情報一覧図の写しで相続人を確認できる場合は、戸籍謄本に換えることができます。
- \* 7 自筆証書遺言と秘密証書遺言の場合です。
- \* 8 遺言書で遺言執行者が選任されている場合は不要です。

## (2) 戸籍謄本

共同相続、分割相続の手続きには、被相続人の出生から死亡までの全戸籍謄本が必要となります。また、代襲相続が発生する場合などは、亡くなった相続人の出生から死亡までの全戸籍謄本が必要となります。なお、被相続人と相続人の関係により、必要な謄本が異なりますので、ご確認願います。

## (3) 戸籍謄本の取得方法

被相続人死亡時における本籍地の市区役所（町村役場）で取得した戸籍が出生時まで遡れなかった場合、以下の理由で移りますので、前本籍地の市区役所（町村役場）に請求してください。

- ・婚姻や離婚で本籍を移した
- ・転籍した
- ・法令により戸籍が改製された（改正原戸籍謄本を請求します）

### ア. 取得場所

戸籍筆頭者の本籍地の市区役所（町村役場）

### イ. 取得できる人

法定相続人（配偶者、子供、親、兄弟姉妹）

### ウ. 郵送で請求する場合

返信用封筒に郵便切手を貼り、返信する住所、氏名を記載します。

手数料として、郵便小為替を同封します。金額は、市区役所（町村役場）にご確認ください。依頼書として、以下の項目をご記入ください。なお、市区役所（町村役場）のホームページに依頼書が掲載されている場合があります。

- ・使用目的：(例) 被相続人〇〇 〇〇の相続手続きをおこなうため
- ・ご依頼者と被相続人との関係
- ・必要とする戸籍謄本：(例) 被相続人〇〇 〇〇の出生から死亡までの連続した戸籍謄本

#### 4. 法定相続人のご確認

民法の規定では、相続人が次のような順位で決められています。なお、被相続人の配偶者は常に相続人となります。

第1順位 配偶者と子（被相続人の直系卑属（代襲相続の場合孫））

第2順位 配偶者と父母（被相続人の直系尊属（父母が死亡の場合祖父母））

第3順位 配偶者と兄弟姉妹（代襲相続の場合甥・姪）

相続順位と割合を次の一覧にまとめました。

順位		相続人		相続分（遺留分）	
	法定	配偶者	他の親族	配偶者	他の親族
1	第1順位	有	直系卑属	1/2（1/4）	1/2（1/4）
2	第2順位		直系尊属	2/3（1/3）	1/3（1/6）
3	第3順位		兄弟姉妹	3/4（1/2）	1/4（無）
4			無	全部（1/2）	—
5	第1順位	無	直系卑属	—	全部（1/2）
6	第2順位		直系尊属	—	全部（1/3）
7	第3順位		兄弟姉妹	—	全部（無）

#### 5. 銀行所定書式書類の記載

- (1) 住所、氏名欄は、それぞれの方が自署してください。
- (2) ご印鑑は相続人全員で実印を押印願います。
- (3) 文言選択箇所（相続人、受遺者等）は、該当する言葉を○印で囲んでください。  
別紙にて書類記入の一例を掲載しましたので、ご参照願います。

#### 6. 残高証明書の発行

- (1) 残高証明書をご希望の場合、お取引店にご来店いただきお申出ください。ご相続人であることを確認させていただいたうえで、残高証明書を発行いたします。
- (2) 残高証明書は所定の発行手数料がかかります。
- (3) 必要書類
  - ア. 被相続人の戸籍謄本、又は法定相続情報一覧図の写し
  - イ. 証明書を請求する相続人の戸籍謄本（被相続人との関係がわかるもの）
  - ウ. 相続人の実印、印鑑証明書（6ヶ月以内）
  - エ. 相続人の本人確認書類（運転免許証、保険証など）

## **7.その他**

- (1) 当行を通じてご契約された保険商品がある場合は、該当の保険会社へ直接お申し出いただくこととなりますので、契約保険会社の連絡先をご案内いたします。
- (2) 相続放棄、限定承認をされた場合は、事前にお申し出ください。
- (3) 記載内容等について、法令等に変更になることもございます。  
ご不明な点がございましたら、取引店にご確認ください。

以上

## <ご参考>

### (1) 遺産分割協議書

相続人間の話し合いが不調の場合は、家庭裁判所の調停・審判により決定するようになります。

ア. 審判で決定の場合は、「確定証明書」（審判の告知を受けた時から2週間後に確定します）も合わせて必要になります。

イ. 調停は、即時効力発生となるので、確定証明は不要です。

### (2) 戸籍

戸籍簿は、1人もしくは2世代を最大とする複数人の生年月日、死亡年月日、性別、氏名、続柄（血縁関係）、婚姻歴、離婚歴、養子縁組歴等の情報が記載されています。

ア. 戸籍謄本（電子化された以降は「全部事項証明書」）

戸籍簿全員分をコピーし、自治体の長の公印が押された物となります。

イ. 戸籍抄本（電子化後は「個人事項証明書」）

特定の1人のみ記載した物となります。

ウ. 除籍謄本（電子化後は「除籍全部事項証明書」）

全員が死亡・離婚・婚姻等により除かれるか、他市町村へ移動した時除籍となります。

エ. 戸籍の附票

現住所と転居履歴が記載されます。（住民基本台帳法に基づく記録）

オ. 改正原戸籍謄本

戸籍法の改正により戸籍を作り変えた場合に、その元になった戸籍の謄本で、現在交付可能な改正原戸籍は以下の2種類となります。

(ア) 1947年（昭和22年）の法改正および昭和23年法務省令による改正。

(イ) 1994年（平成6年）の法改正。

カ. 戸籍の新旧一覧図

記載方法 (保存方法)	記載内容	現在の事項	過去の事項	
			法律の改正により様式が変わり書き換えられる前の閉鎖された戸籍	転籍・全員消除等の理由で閉鎖された戸籍
		戸籍	改正原戸籍	除籍
電子化後	全員	戸籍全部事項証明書		除籍全部事項証明書
	一部の人	戸籍個人事項証明書		除籍個人事項証明書
電子化前	全員	戸籍謄本	改正原戸籍謄本	除籍謄本
	一部の人	戸籍抄本	改正原戸籍抄本	除籍抄本

キ. 相続人が兄弟姉妹（第3順位）の場合に取得する戸籍

被相続人にお子（孫）さまやご両親（祖父母）さまがおられず、被相続人の兄弟姉妹あるいは甥御さま・姪御さまが法定相続人となる場合にご提出いただきます戸籍謄本は以下のようになります。

- ・被相続人の出生から死亡までの謄本
  - ・被相続人の父、母の出生から死亡までの謄本
  - ・被相続人の両系祖父母の死亡を確認できる謄本
- 代襲される甥御さま・姪後さまにつきましては、
- ・被相続人のお亡くなりになった兄弟姉妹の出生から死亡までの謄本
  - ・代襲相続である甥御さま・姪御さまの謄本

### (3) 法定相続情報証明制度

被相続人の関係図（家系図）を作成して登記所に申請すると、登記所から「法定相続情報一覧図の写し」が交付されます。この写しを金融機関の相続手続きや不動産登記に使用することができます。

申請必要書類

- ・被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本
- ・被相続人の住民票除票
- ・全相続人の戸籍謄本
- ・法定相続情報一覧図
- ・申出書
- ・申出人の本人確認書類

### (4) 遺言

#### ア. 自筆証書遺言

遺言者が、遺言の全文、作成年月日、氏名を自署して押印します。他筆、ワープロ、盲人用点字機使用は無効となります。

加除その他変更する場合は、その場所を指定し、変更した旨を付記・署名し、変更箇所に押印します。

手続きが簡単で秘密が守られますが、方式どおり記載しないと無効になったり、偽造・変造・隠匿の危険性があります。

#### イ. 公正証書遺言

証人2人以上の立会いで、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口述（手話通訳や筆談も可）し、公証人が筆記します。これを公証人が遺言者と証人に読み聞かせ（閲覧も可）遺言者と証人が筆記の正確なことを承認し、各自署名押印します。

偽造・変造のおそれがなく、検認を必要としませんが、費用がかかります。

#### ウ. 秘密証書遺言

遺言者が遺言の書かれた証書に署名押印し、その証書を封じ、証書に押印した印章で封印し、公証人1人、証人2人以上に提出し、自分の遺言である旨、筆者の氏名・住所を述べます。公証人は封筒に日付、遺言者の申述内容を記載し、公証人と証人で署名捺印します。遺言書は遺言者に返却され、公証役場には封筒の控えのみ保管されます。遺言執行の際には、家庭裁判所の検認が必要となります。

遺言の文中の変更は、自筆証書遺言と同じ方式でおこないます。



## エ. 遺言の証人

未成年者、遺言者の推定相続人、受遺者およびその配偶者、直系血族は、証人、立会人になれません。これらの者の立ち会った遺言は無効となります。

## オ. 開封・検認

遺言書の保管者は、遺言者の死亡を知った時、ただちに遺言書（公正証書遺言を除く）を家庭裁判所に提出して検認を受けなければなりません。

遺言が存在すること、内容を確認すること、偽造・変造を防ぐためにおこなわれるものです。封印のある遺言書は、家庭裁判所において相続人の立会のうえでなければ開封できません。これを怠った場合は、科料に処せられますが、遺言が無効になるわけではありません。

## (5) 代襲相続

ア. 相続開始前に相続人が死亡、相続欠格、相続廃除により相続権を失った場合、その相続人の子供等が代わって相続することをいいます。養子縁組前に出生した養子の子供は、代襲相続できません。

イ. 相続放棄している場合も代襲相続できません。

ウ. 再代襲相続については、直系卑属は延々と続きますが、兄弟姉妹の場合は甥姪までとなります。

## (6) 遺留分

ア. 被相続人の兄弟姉妹以外の相続人（代襲相続人も可）に対して留保された相続財産割合で、相続財産の一定割合（生活保障、均分相続として）を取得しうる権利（遺留分権）をいいます。

イ. 被相続人によって遺留分を奪うことはできませんが、相続廃除、相続欠格の場合は奪えます。

ウ. 遺留分割合は、直系尊属のみが相続人の場合被相続人の財産の3分の1で、それ以外は2分の1となります。これを相続分割合により分配します。

エ. 遺留分減殺請求権は、受遺者、受贈者に意思表示をする形成権であり、時効は、相続、減殺すべき遺贈があったことを知った時から1年で、相続開始から10年までとなります。

## (7) 相続放棄

ア. 初めから相続人とならなかったものとみなされます。

イ. 手続きは、相続開始後3か月以内に、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出し、受理してもらいます。「相続放棄申述受理証明書」で確認できます。

ウ. 放棄の取消はできなく、代襲相続は発生しません。

エ. 相続放棄しないと単純承認したことになります。

オ. 生命保険金（受取人が当該放棄した相続人の場合）は受け取れます。

## (8) 単純承認

相続人が被相続人の権利義務を無限に承継することです。

(9) 限定承認

ア. 相続によって得た財産の限度で被相続人の債務および遺贈を弁済することで、共同相続人の全員が共同して、家庭裁判所に限定承認する旨の申述をする必要があります。

イ. 限定承認審判書謄本と相続財産管理人選任審判書謄本（同時に相続人から相続財産管理人が選任されるので）で確認できます。

(10) 相続関連の申告と納税期限

死亡		3か月	4ヶ月						10ヶ月		1年
←放棄・限定承認→											
←所得税準確定申告→											
←申告・納税→											
←遺留分の減殺請求→											

ア. 7日以内----- 死亡届

イ. 10～14日以内--- 社会保険、年金等届

ウ. 3か月以内----- 相続放棄、限定承認

自己のための相続開始を知った日から3か月以内に、家庭裁判所に申述します。

エ. 4ヶ月以内----- 所得税準確定申告

事業所得等の確定申告をしている方が死亡の場合、死亡を知った日の翌日から4ヶ月以内に、死亡の年の1月1日から死亡の日までの確定申告（準確定申告といいます）をします。

オ. 10ヶ月以内----- 相続税申告

死亡を知った日の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告と納税をします。（期日が土・日・祝日の場合、次の平日が期限日になります）相続財産の総額が、基礎控除額の範囲内の額である場合、申告も納税も必要ありません。延納や物納を選択する場合も、10ヶ月以内に申請書を提出します。

カ. 1年以内----- 遺留分の減殺請求

遺留分を侵害した相手に対し、減殺すべき遺贈・贈与があったことを知った時から1年以内で、相続開始から10年までに請求をおこないます。